

児童虐待防止のための親権制度の見直しについて

第1 親権制度の見直しの必要性

現在の制度では、児童虐待の事案等において、子の利益の侵害を防ぐという現実の必要性に応じた適切な親権制限が困難であることなどから、児童福祉法及び児童虐待防止法における諸課題と併せて、民法の親権に関する規定の見直しを検討する必要がある。

第2 検討の経緯

1 平成19年改正法附則

平成19年の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部を改正する法律附則により、政府は、同法律施行（施行日平成20年4月1日）後3年以内に、親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

2 研究会

平成21年6月～12月 「児童虐待防止のための親権制度研究会」開催

＜研究会の目的＞

論点整理及び民法改正の要否の検討

＜メンバー＞

学者、家庭裁判所判事、弁護士、児童相談所関係者

最高裁判所事務総局担当者、厚生労働省担当者、法務省担当者

平成22年1月 研究会報告書の取りまとめ

3 法制審議会への諮問等（民法関係）

平成22年2月5日 法制審議会へ諮問、児童虐待防止関連親権制度部会設置（3月25日第1回会議開催）

＜諮問第90号＞

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から民法の親権に関する規定について見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

4 社会保障審議会における検討（児童福祉法、児童虐待防止法関係）

平成22年2月17日 社会保障審議会児童部会において、児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会の設置了承（3月31日第1回会議開催）

児童虐待防止のための親権制度の見直しに関する主な論点

(前注) この資料は、「児童虐待防止のための親権制度研究会」において取り上げた主な論点をまとめたものであり、○は主に民法に関係する論点、●は主に児童福祉法又は児童虐待防止法に関係する論点である。

1 親権に係る制度について検討するに当たっての一般的な視点

親権が子の利益のために行わなければならないものであり、児童虐待が親権によって正当化されないことが、検討に当たっての重要な指針となる。

2 親権を必要に応じて適切に制限するための手当に関する論点

○ 現行の親権喪失制度の見直し

・ 親権喪失原因の見直し

研究会報告書では、親権の濫用又は著しい不行跡とされている現行の親権喪失原因について子の利益の観点を中心とした規定とすべきであるとした上で、そのような見直しを行う場合の原因の定め方について論点整理がされている。

・ 親権喪失の申立人に子を加えること

研究会報告書では、申立人に子を加えるべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

○ 親権の一時的制限制度の創設等

・ 家庭裁判所の審判により親権を一時的に制限する制度の創設の要否・可否

・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一時的制限制度を設けることが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

● 施設入所等の措置又は一時保護が行われている場合に親権を部分的に制限する制度の創設等

・ 施設長等の権限が親権に優先する制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設長、里親等及び児童相談所長の児童の監護等に関する権限が親権者の親権に優先するものとするのが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ 一時保護についての見直し

研究会報告書では、行政の判断のみによる一時保護について、裁判所の関与の在り方を含め、現行の一時保護の期間について見直しが必要かどうかについて、論点整理がされている。

- 親権の一部制限制度の創設等

- ・ 家庭裁判所の審判により親権の一部を制限する制度の創設の要否・可否
- ・ 同制度を創設する場合の制度設計の在り方

研究会報告書では、親権の一部制限制度を設けることについての積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮に設けるとした場合のあり得べき具体的制度設計について論点整理がされている。

3 親権を行う者がいない子を適切に監護等するための手当てに関する論点

- 法人による未成年後見の導入

- ・ 法人を未成年後見人に選任することができるものとするものの要否・可否

研究会報告書では、法人を未成年後見人に選任することができるものとすべきとの意見が紹介された上で、その問題点も併記されている。

- 親権者等がいない児童等の取扱い

- ・ 里親等委託中又は一時保護中の児童に親権者等がいない場合に、児童相談所長等が親権を行うものとする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、里親等委託中又は一時保護中の児童について、親権者等がないときには、児童相談所長等が親権を行うものとするのが考えられるとした上で、その制度設計について論点整理がされている。

- ・ 施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がいない場合に、児童相談所長が親権を行うなどする制度の創設の要否・可否

研究会報告書では、施設入所等の措置及び一時保護が行われていない未成年者に親権者等がいない場合でも、その福祉のため必要があるときには、児童相談所長が親権を行い、又は、児童相談所長を未成年後見人に選任することができるようにすることが考えられるとした上で、その問題点も併記されている。

4 親権制度の見直しに関するその他の論点

● 接近禁止命令の在り方

- ・ 強制入所等以外の場合に接近禁止命令を可能とすることの要否・可否

研究会報告書では、平成19年改正によって創設された接近禁止命令の制度の対象を拡大することなどについての論点整理がされている。

● 保護者に対する指導の実効性を高めるための方策

- ・ 保護者指導に対する家庭裁判所の関与の在り方

研究会報告書では、家庭裁判所が保護者に対する指導に現行制度以上に参与することについて積極意見・消極意見が挙げられた上で、仮にそのようにする場合のあり得べき関与の在り方について論点整理がされている。

○ 懲戒権・懲戒場に関する規定の見直し

- ・ 懲戒権・懲戒場に関する民法第822条を削除することの要否・可否

研究会報告書では、民法第822条を削除すべきとの意見が紹介された上で、この点を検討するに当たって考慮すべき事項について整理がされている。

今後の検討スケジュール

- 第1回開催（3月下旬～4月上旬）
 - ・ 委員長の選任
 - ・ 児童虐待防止対策について
 - ・ 児童虐待防止のための親権制度研究会報告書について
 - ・ 今後の進め方について

- 第2回以降のスケジュールは、第1回専門委員会で議論
（合計5回程度の開催を想定）

- 平成23年2月を目途にとりまとめ、社会保障審議会児童部会へ報告